

新潟市行政改革大綱

平成 8 年 3 月
新 潟 市

(平成 13 年 2 月一部改訂)

目 次

第 1	これまでの行政改革の取組	- - - - -	1
第 2	新たな行政改革の背景と基本的方向	- - - - -	2
1	行政改革見直しの背景	- - - - -	2
(1)	地方分権の推進	- - - - -	2
(2)	高齢化，少子化の進行	- - - - -	2
(3)	国際課，高度情報化の進展	- - - - -	2
(4)	地球環境問題の顕在化	- - - - -	3
2	行政改革の必要性と基本的方向	- - - - -	3
第 3	行政改革の基本的方策	- - - - -	4
1	時代の変化に対応できる職員の育成	- - - - -	4
2	社会環境の変化への対応	- - - - -	4
(1)	組織・機構の見直し	- - - - -	4
(2)	政策形成能力の向上・総合調整 機能の充実	- - - - -	4
(3)	広域行政圏の活用	- - - - -	5
(4)	保健・医療と福祉の有機的連携	- - - - -	5
(5)	情報通信技術の活用による行政の 情報化推進	- - - - -	5
(6)	行政の公正さ，透明性の確保	- - - - -	5
3	簡素で効率的な行財政の運営	- - - - -	6
(1)	事務事業の見直し	- - - - -	6
(2)	民間委託の積極的な推進	- - - - -	6
(3)	受益と負担の公平性の確保	- - - - -	6
(4)	補助金等の見直し	- - - - -	7
(5)	定員管理の適正化	- - - - -	7
(6)	環境に優しい行政運営	- - - - -	7

(7) 給与の適正化，公表	- - - - -	7
第 4 行政改革の当面の措置事項（平成 13 年度～15 年度）	-	9
1 時代の変化に対応できる職員の育成	- - - - -	9
2 社会環境の変化への対応	- - - - -	10
3 簡素で効率的な行財政の運営	- - - - -	11
資料 1 行政改革の実施状況	- - - - -	14
資料 2 平成 8 年度から 12 年度の当面の措置事項	- -	21

第1 これまでの行政改革の取組

当市は、昭和61年に「新潟市行政改革の基本方向」を策定し、厳しい財政状況の中で、多様化、高度化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するために、長期的視点のもと、より効率的な行財政運営を目指すなど、独自の行政改革に取り組んできたところである。行政改革に取り組むにあたっては、次の3項目に視点を置いた。

- (1) 不要なものを削り、新たな需要に応えるという積極的な行財政の簡素化・効率化を目指す。
- (2) 自治体の責務を忘れずに、単なる切り捨て減量化ではなく、必要な行政サービスの水準は維持向上を図る。
- (3) 行政と住民の機能分担の問題など、特に住民と密着した事業の見直しを行う場合は住民意思の反映を図る。

なお、行政改革の具体的な取組は、資料のとおりである。

第2 新たな行政改革の背景と基本的方向

1 行政改革見直しの背景

昭和61年の「新潟市行政改革の基本方向」策定以来、ほぼ10年を経過し、当市が本年4月に中核市へ移行するなど、21世紀を目前にして、市民生活を取り巻く社会環境は、次のように大きく変化してきている。

(1) 地方分権の推進

「経済大国」から「生活大国」へという流れの中で、ゆとりと豊かさが実感できる社会を創造することが求められている。従来の「中央集権型行政システム」を「地方分権型行政システム」に変えていくことが国民のコンセンサスを得つつあり、昨年7月に地方分権推進法が施行されたことを受け、現在、全国的に各界各層において地方分権の具体的な内容が検討されている。

(2) 高齢化、少子化の進行

平均寿命の伸びと出生率の急激な低下により、21世紀初頭には、当市においても総人口に占める65歳以上の割合が4分の1に達すると推計されている。

(3) 国際化、高度情報化の進展

交通・通信ネットワークの発達により、国際化が一層進展し、国際的な相互依存関係がますます高まりつつある。

また、コンピュータによる情報処理技術や電気通信技術の目覚ましい進歩により、社会のあらゆる分野で急速に情報化が進展している。

(4) 地球環境問題の顕在化

地球温暖化，酸性雨，オゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕在化している。自治体と市民の協力の下に，良好な環境を保全するための取組が求められる時代となってきた。

2 行政改革の必要性と基本的方向

上記背景のように，10年前とは異なる社会の変化の流れの中で，「新潟市行政改革の基本方向」の抜本的な見直しが求められ，今回新たな行政改革大綱を策定するものである。

見直しにあたっては，「基本方向」同様，自治体の責務を忘れずに，市民の意思の反映を図りながら，より一層の市民サービスを充実していくとともに，21世紀に向けた，市民の期待と信頼に応える，活力に満ちた魅力ある地域社会を作り上げていくことも重要であり，そのために，新たな行政改革に取り組むものとする。

取組にあたっては，次の3項目を中心に進めていくこととする。

- (1) 市民の視点に立ったきめ細かい施策の展開や時代の変化に対応できる職員の育成を図る。
- (2) 社会環境の変化に対応した行財政運営を総合的に推進できる体制づくりを構築する。
- (3) 限られた財源の中で，多様な行政課題や市民ニーズに的確に対応できる，簡素で効率的な行財政運営を図る。

第3 行政改革の基本的方策

1 時代の変化に対応できる職員の育成

時代の変化の中から新たな行政課題を見だし、適切な政策を市民に提案し、展開し得る能力が職員に求められており、職員自身の能力の自己開発意欲を基本に置きながら、職場研修、研修所における研修等を含め、あらゆる機会を捉えて人材育成を図っていく。

特に、長期的ビジョンに基づく計画的な研修を実施し、柔軟性、独創性、先見性にあふれる職員や政策形成能力、コーディネート能力に優れた職員を育成、支援する効果的な研修プログラムのより一層の充実を図る。

2 社会環境の変化への対応

(1) 組織・機構の見直し

地方分権の推進等の社会潮流のなかで、その組織が機能しているのか否か、組織の不断の見直しを進め、事務事業に対応した組織となるよう努める。

(2) 政策形成機能の向上・総合調整機能の充実

新たな行政課題や、多様化、細分化した市民ニーズは、単に一部局では対応できない時代に入りつつあり、他部局との調整やそうした中での政策形成が求められる時代になった。

この観点から、組織も含めた意思決定システム等を再構築していく。

(3) 広域行政圏の活用

生活圏は，行政区域を超えて広がってきており，ごみ処理等は一部事務組合制度を活用して広域行政を進めている。また，それ以外でも，既に災害時等の相互協力については，近隣市町村との協定体制ができています。

今後は，更に広域行政圏で対応した方が市民サービスも向上し，効率的になる行政サービスは，近隣市町村と共同で検討をしていくものとする。

(4) 保健・医療と福祉の有機的連携

高齢化，少子化が進み，「新潟市第四次総合計画」に掲げられているような新しい社会福祉の仕組みを作り上げていくことが急務となっている。

その中で，特に保健・医療と福祉は，サービスの受け手が重複し，その両面から機能的，総合的な行政サービスが提供される必要があり，そうした観点から，今後は行政内部のシステムを十分に検討していくものとする。

(5) 情報通信技術の活用による行政の情報化推進

高度情報通信技術が著しく進展している現状の中で，その活用により，行政の一層の効率化，高度化や行政サービスの向上を図ることができる。

今まで導入してきた情報システムをさらに高度化するとともに，個人情報保護に万全を期しながら，情報通信技術を積極的に活用するものとする。

(6) 行政の公正さ，透明性の確保

公正で民主的な開かれた市政を進めるために，昭和62年から

「情報公開条例」を施行している。また、平成6年に行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために「行政手続法」が施行されたことを受け、市単独の事務事業においても、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

3 簡素で効率的な行財政の運営

(1) 事務事業の見直し

新たな行政課題や行政需要、社会経済情勢の変化に対応していくためには、絶えず事務事業の見直しを行わなければならない。見直しにあたっては、緊要度の高いものの選別、効率的な事業の実施、行政関与の必要性の有無等の観点から見直しを行い、いまままで同様、市として実施すべき施策の適正な選択を図っていく。

(2) 民間委託の積極的な推進

行政運営の効率化や市民サービス向上を図るために、委託事務の執行に関する要綱を定め、管理や業務の民間委託を進めてきた。今後も民間活力の活用により行政運営の効率化や市民サービスの向上が図られるものについては、委託を推進する。

(3) 受益と負担の公平性の確保

特定人に特定のサービスを提供するにあたり、経費のうちどの程度を直接受益する市民が負担し、どの程度を市民全体で負担すべきか、社会的便益性等や利用するものとししないものとの受益の度合い等を考慮し、「受益と負担の公平性」を確保する観点に立った、受益者負担の適正化が求められている。

今日の行政範囲の拡大と行政サービスの多様化に伴い、受益と

負担をめぐる環境も大きく変化していることから，その適正化について，さらに検討を加える。

(4) 補助金等の見直し

補助金等については，公平・均衡の観点から，公益上の必要がある場合において交付しているが，今後とも，財政の効率化等の観点に立って，行政効果等を勘案しながら，経常化，硬直化することのないように見直しを進める。

(5) 定員管理の適正化

定員管理については，高度情報化，高齢化の進展に伴い複雑多様化している行政需要に対応しながら，その適正化に努めてきた。

今後も，事務事業に対応した適切な人員配置を行い，新規の行政需要にも積極的かつ弾力的に対応できるように努める。

(6) 環境に優しい行政運営

地球環境の悪化がいわれている中で，市役所も事業所として社会の一構成員であるとの認識のもとに，環境保全の観点に立った行政運営が求められている。

これまでも，対外的に廃棄物の減量化・再資源化を進めてきたが，市内部においても，そうした観点から事務改善等を積極的に進める。

(7) 給与の適正化，公表

当市の給与水準は，ラスパイレス指数の比較では，類似都市の平均を下回ってはいるが，人件費の増嵩が行政コストの増加につながるものであるという認識に立ち，今後も引き続きその適正化に努める。

また、給与の実態については、市民の理解と支持が得られるよう、その内容について公表してきたが、さらに的確な情報提供に努める。

第4 行政改革の当面の措置事項（平成13年度～15年度）

概ね3年以内（平成13年度～15年度）を目処に次の事項を実施し、さらに必要度に応じて、追加、見直しを計るものとする。

1 時代の変化に対応できる職員の育成

- (1) 人材育成基本方針に基づいた「（仮）職員研修総合計画」を作成し、時代の変化に対応できる職員の育成を行う。
- (2) 社会環境の変化に対応する、政策形成能力やコーディネート能力を養成する研修を積極的に導入する。
- (3) 市民ニーズや組織の複雑化、多様化に自主的に対応する職員を育成するため、職務内容・職務段階や職員の個性に応じた、きめ細かな研修を実施する。
- (4) 幅広い視野・柔軟な発想と民間手法を修得するための民間シンクタンク等への民間派遣研修を実施するとともに、人材育成を目的とした、県やその他地方公共団体等との職員派遣制度を充実させる。
- (5) 職員の自主的能力開発と職場研修への支援を積極的に行う。
- (6) 文書、法制、接遇、情報化に関する基本的実務能力養成を引き続き行う。

2 社会環境の変化への対応

- (1) 社会経済状況の変化に対応した簡素で効率的な行政組織の形成を図るため、引き続き組織の統廃合、再編を進める。
- (2) 複数の局・部に係る政策等の調査・研究を行うために、ワーキンググループの積極的活用を図れるよう統一的な設置要綱を策定する。
- (3) 事務処理の迅速化と責任ある執行体制の確立のため、専決権限の下部委譲や財務規則等の見直しを進める。
- (4) 将来の政令指定都市を目指し、日常生活圏が一体化している広域行政圏域内の一層の連携強化を図る。
 - ア 政令指定都市実現に関する諸問題について、調査・検討を行う。
 - イ 広域行政圏におけるスポーツ及び生涯学習施設等の公共施設の有効活用や共同事業などについて調査・検討を行う。
 - ウ 地方公共団体間の人事交流を推進する。
- (5) 庁内データの共有化や電子メール等行政情報の有効活用により行政事務の一層の効率化を図る。
- (6) インターネットの活用、各種情報システムの整備、データベースの構築等を積極的に進め、市民への情報提供を推進する。
- (7) 情報通信技術（IT）の急速な進展に対応した行政サービスの充実を図るため、申請・届出手続のオンライン化等行政手続きの

電子化を含めた新潟市情報通信技術活用推進計画（仮称）を策定し、情報化施策等の推進を図る。

- (8) 個人のプライバシーを保護するため、平成12年度に「個人情報保護条例」を制定し、その適正な運用に努める。
- (9) 行政の公正さ、透明性の確保の観点から行政手続条例の適正な運営を推進するとともに、手続の簡略化や処理日数の短縮等を図る。
- (10) 外部の監査人による包括外部監査制度により、行政運営における公正さの確保及び透明性の向上を図る。
- (11) 公正かつ民主的な開かれた市政を一層推進するため、審議会等における会議情報の積極的提供に努める。

3 簡素で効率的な行財政の運営

- (1) 財政改革推進基本計画に基づき、全庁的に財政改革の取り組みを進め、すべての事務事業を見直し、改革の推進期間（平成11年度～15年度）の5年間において、約50億円の財源不足額の圧縮を図るとともに経常収支比率を80%未満に維持できる財政体質の確立に努める。
- (2) 受益者負担にかかる適正負担のあり方と水準について検討し、受益と負担の公平性の確保を図るために必要な見直しを計画的に実施する。

- (3) 事業・団体の活動状況に即して所期の目的や市の責任分野あるいは経費負担のあり方などを含め、補助金の果たしている役割を明確化するとともに、改めて集中的な見直しを実施する。
- (4) 財政運営の効率化及び透明性の向上を図るため、国や他の都市の動向を踏まえ貸借対照表（バランスシート）を導入する。
- (5) 社会経済状況の変化等を踏まえ、財団等の外郭団体における自立性を高めるための指導を強化するなど、必要な取り組みを実施する。
- (6) 合理的かつ効率的な行財政運営を図るため、施策や事務事業を評価する手法である行政評価の導入を検討する。
- (7) 民間の資金と経営ノウハウを活用して実施するPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ=民間主導の公共事業）について研究を進める。
- (8) 効率的な公共工事の執行を通じて、社会資本整備を着実に進めるために、「新潟市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき施策を推進する。
- (9) 公共工事に係る手続の透明性・公平性の確保及び事務の効率化を図るため、入札・契約手続等の改善を行うとともに、公共工事の入札及び契約の適正化法に基づく発注見通しなどを公表する。
- (10) 事務処理の創意工夫により、処理方法・事務手続き等の簡素・効率化などの事務改善を推進する。

- (11) 新規にオープンする公の施設については、原則として民間への管理及び運営の委託を行うものとし、既設の施設についても同様に委託を進める。また、業務の委託化についても行政効率や市民サービスの向上が図れるものについては積極的に推進する。
- (12) 市民ニーズの変化や行政関与のあり方に応じた人員配置の適正化を図る。
- (13) 組織改正をにらみつつ、厳正な事務量測定により適正な人員配分を実施する。また、「新潟市定員管理適正化計画」にしたがい、定員管理の適正化に努めるとともに、平成8年度～平成17年度の期間内において一般行政部門職員80人(3.2%)削減を図るものとした定員管理適正化計画を、合併後の状況の変化を踏まえ見直すものとする。
- (14) 新再任用制度を活用し、適正化計画に反映させる。
- (15) 給与の実態や各行政部門ごとの職員数を市民に公表する。
- (16) 国や他の地方自治体との均衡を考慮し、給与の適正化に努める。特殊勤務手当については、勤務の特殊性などを検討し、手当の整理・統合や廃止等の見直しを進める。
- (17) 「新潟市地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、市の全ての事務事業における省エネ・リサイクルなどの環境保全への取り組みを推進する。なお、温室効果ガスの総排出量について、平成15年度までに平成11年度実績に対して6%の削減を基本目標とする。

資料1

行政改革の実施状況

平成8年度から12年度までの行政改革の実施状況

1 時代の変化に対応できる職員の育成

(1) 人材育成基本方針の策定

長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした「新潟市人材育成基本方針」（H12年）を策定。

(2) 政策形成能力・コーディネート能力研修の導入実施

行政マネジメント連続セミナー、政策形成開発セミナー、部長セミナーの実施

(3) 民間派遣研修の実施

環日本海経済研究所、新潟経済社会リサーチセンターへの派遣研修を実施。

(4) その他

文書、法制、待遇等の実務研修の実施及び情報処理基本的実務研修の実施。

2 社会環境の変化への対応

(1) 主な組織の見直し（部・課レベルの抜粋）

	組織・機構の新設・再編	組織・機構の廃止
9	・ 防災課，交通安全対策課，消防局救急救助課の新設	・ 交通防災課の廃止

1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部と衛生部の統合 ・保健福祉部の新設 ・東・西保健所の統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総務室の廃止
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・文化行政の市長部局への一元化， ・商工労働部の再編 ・介護保険課の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労福祉課の廃止
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画部，下水道部の再編 ・街づくり推進課，新潟駅周辺計画課の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設課の廃止
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・土木部の再編，土木事務所に建設課と維持管理課の2課を新設 ・教育委員会学校教育部の再編 ・電算情報課を総務部から企画部に移管（情報政策課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策課の廃止 ・学事課の廃止

(2) 保健・医療と福祉の有機的連携

市内8地区に地域保健福祉センターを整備

- ・坂井輪，東，中央，南地区（H10年度）
- ・西，北，石山，中地区（H11年度）

(3) 情報通信技術の活用による行政の情報化

- ・市独自のインターネットサーバーを導入し，積極的な情報提供の実施。
- ・庁内LANを活用し，電子メールなどのグループウェアを導入

(4) 行政の公正さ，透明性の確保

- ・行政手続条例を施行（H9年度）
- ・外部監査制度を導入（H11年度）
- ・個人情報保護条例を制定（H12年度）

3 簡素で効率的な行財政の運営

(1) 事務事業の見直し

見直し基準に基づく見直し総点検（H9年度）の結果を基に事務事業の見直しを実施。

区分	廃止	統合	縮小	簡素効率	件数計	削減額
10年度	15	16	30	127	188件	299,075千円
11年度	15	2	7	55	79件	303,400千円
12年度	5			32	37件	409,809千円
計	35	18	37	214	304件	1,012,284千

(2) 財政改革の推進

平成12年6月に「財政改革推進基本計画」を策定し、これに基づき取り組みを実施。

区分	見直し検討項目数	削減額
12年度予算	108	2,295,677千円
13年度予算	77	484,910千

(3) 公の施設の民間委託の推進

- ・市民芸術文化会館，音楽文化会館，体育施設，総合福祉会館等（H10年度）
- ・北地区コミュニティセンター，寄居コミュニティハウス（H11年度）
- ・急患診療センター，臨空船江会館，ふれあい健康センター（H12年度）

(4) 定員管理及び給与の適正化

- ・定員管理適正化計画を策定
（計画期間H8年度～H17年度で一般行政部門職員80人削減）
- ・特殊勤務手当の統合・廃止等の見直しを実施（H11年度）
- ・「市報にいがた」により給与・職員数実体を公表（毎年公表）

(5) 環境保全に向けた率先事項計画の推進

- ・新潟市環境保全率先実行計画の策定（H11年度）

(二酸化炭素排出量を H 15年度までに H 9 年度比で 10%削減を
目標 ・ ・ H 11年度 5.9%削減)

・新潟市地球温暖化対策率先実行計画に全面改定 (H 12年度)
(温室効果ガス 6 物質総排出量を H 15年度までに H 11年度比で
6%削減を目標)

(6) 公共工事の見直し関係

公共工事コスト削減対策に関する行動計画を策定 (H10年度) し、
これに基づく施策を実施。

(削減率 ・ ・ H 10年度 2.2% H 11年度 5.4%)

入札 ・ 契約手続きの改善

・契約保証人制度の廃止 , 再度入札回数の見直し , 入札予定価
格の事後公表の実施 (H 10年度) 。
・競争入札参加者名簿の閲覧 ・ 公表の実施 (H 12年度) 。

昭和61年度から平成7年度までの行政改革の実施状況

1 組織機構の合理化

組織機構が行政目的に沿った合理的なものになっているかどうかを確認し，必要なものは新設し，効果の少なくなったものは整理，統合するという方針に基づき組織の再編，整備に取り組んできた。

(部，課レベルの抜粋)

	組織・機構の新設・再編	組織・機構の廃止
6 1	清掃部の新設，用地課と管財課の統合	
6 2	公害行政を公害対策課に一元化	公害規制課の廃止
6 3		
2	下水道部，西港周辺整備対策課等の新設	庁舎建設室の廃止
3	廃棄物関係事務を清掃課に一元化	駅南開発事務所，大学南土地
4	女性政策課，都市再開発課	区画整理事務所の廃止
4	下水道企画課等の新設	建築部の廃止
5	5局制の導入，国際文化部の新設，都市開発部を開発	
7	建築部に再編	
5	市民文化会館整備課の新設	勤労青少年ホームの廃止
7	3連絡所の地区事務所昇格	

2 組織の活性化

事務処理の迅速化，責任の明確化を図る意味で権限の下部委譲を進め，昭和61年度から出先機関への権限委譲を進めるとともに，平成5年度に部課長の専決権限を拡大した。

3 事務のO A化

住民基本台帳，印鑑，税情報等の住民情報システムの電算化やパソコンの導入等を年次的に進め，事務処理の近代化・効率化を進めてきた。

4 民間委託の拡大と適正化

昭和61年度からコミュニティセンタ - ，シルバ - ピア石山，老人憩いの家を地元の自治会等で組織する管理運営委員会に，産業振興センタ - を財団法人にそれぞれ管理委託し，この間，平成3年に「新潟市委託事務の執行に関する要綱」を制定し，委託事務の適正な執行を図った。

5 管理公社の活用

(財)開発公社を改組し，新水族館，主な体育施設の管理運営を委託してきた。

6 情報公開の推進

「新潟市情報公開条例」を制定し，昭和62年から情報公開を実施している。

7 定員管理の適正化

新規採用職員の抑制や部門間の人員調整を図る一方，行政需要の変動に積極的に対応し，定員管理の適正化に努めている。

8 職員の資質や能力の向上と活性化

職員研修においては、企画力開発、政策形成研修など新たな研修を実施したほか、職員の自主企画による海外派遣研修制度を導入した。

また、国や新潟大学大学院への職員派遣、女性職員の登用及び職域の拡大を積極的に進めてきた。

9 使用料・手数料（受益者負担）の見直し

各種使用料・手数料の見直しを定期的に行ってきた。

資料 2

平成 8 年度から 12 年度の当面の措置事項

1 時代の変化に対応できる職員の育成

- (1) 時代の変化に対応できる職員を育成するための長期ビジョンを作成する。
- (2) 社会環境の変化に対応する，政策形成能力やコ - ディネ - ト能力を養成する研修を積極的に導入する。
- (3) 市民ニ - ズや組織の複雑化，多様化に自主的に対応する職員を育成するため，職務内容・職務段階や職員の個性に応じた，きめ細かな研修を実施する。
- (4) 幅広い視野・柔軟な発想と民間的手法を修得するため，民間シンクタンク等への民間派遣研修を実施する。
- (5) 職員の自主的能力開発と職場研修への支援を積極的に行う。
- (6) 文書，法制，待遇などの基本的実務能力養成を引き続き行う。

2 社会環境の変化への対応

- (1) 局制導入後 4 年を経過した組織全体の再点検をする。
- (2) 局内や部内の施策の調査，研究を行うための短期のプロジェクトチ - ムを局長や部長の権限で設置できるようにする。
- (3) 事務処理の迅速化と責任ある執行体制の確立のため，今後とも引き続き大幅に権限の下部委譲を進める。
- (4) 近隣市町村と共同で，環境保全や医療，福祉などの分野で設置や運営の可能なものについて，検討を進める。
- (5) 東・西保健所と本庁の衛生部の統合，再編について検討を進める。
- (6) 地区保健センタ - の機能を強化し，併せて福祉施策も行う施設として，地域保健福祉センタ - へ順次整備を図る。

- (7) 財務会計システムの導入に伴って整備される，庁内LANを活用し，庁内データの共有化や文書の電子メ - ル化を進める。
- (8) 情報のデ - タベ - ス化を進め，公開が可能なものについては，パソコン通信等による市民への提供について検討を進める。
- (9) 電子計算機処理に係る個人情報については，「新潟市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」により保護しているが，電子計算機処理以外の情報についても保護する必要があるために，同条例を発展させた「（仮）個人情報保護条例」の制定を進める。
- (10) 「行政手続法」に準じた考え方に基づき，行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために，「（仮）行政手続条例」の制定を進める。
- (11) 外部の監査人による包括外部監査制度を導入する。（実施計画にて追加）

3 簡素で効率的な行財政の運営

- (1) 事務事業の「見直しの基準」の策定について検討を進める。
- (2) 「財政改革推進基本計画」を策定するとともに，全庁的に財政改革の取り組みを進める。（実施計画にて追加）
- (3) 市民文化会館（仮称）など，今後新規にオ - プンする公の施設 については，原則として民間への管理委託及び業務委託を進める。
また，既設の施設についても同様に委託を進める。
- (4) 受益と負担の公平性の確保を図るために，庁内検討委員会を設置し，受益者負担にかかる適正負担のあり方と水準について検討する。
- (5) 補助金等については，効果や目的の達成度等の状況を評価し，見直しに努める。
また，新規の補助金等については，事業の内容によっては，時限性の導入を検討する。
- (6) 市民ニ - ズの変化や行政関与のあり方に応じた人員配置の適正化を図る。
- (7) 組織改正をにらみつつ，厳正な事務量測定により適正な人員配分を実施。
（実施計画にて追加）

- (8) 定員管理については、計画期間を平成 8 年度から平成 1 7 年度までとする適正化計画を策定し、適正化に努める。
- (9) 給与の実態や各行政部門ごとの職員数を市民に公表する。
- (10) 特殊勤務手当については、勤務の特殊性などを検討し、手当の整理・統合や廃止等の見直しを進める。(実施計画にて追加)
- (11) 効率的な公共工事の執行を通じて、社会資本整備を着実に進めるために、「新潟市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき施策を推進。
(実施計画にて追加)
- (12) 公共工事に係る手続の透明性・公平性の確保及び事務の効率化を図るため、入札・契約手続等の改善を行う。(実施計画にて追加)
- (13) コピ - 用紙等の紙資源の節約のために、LAN やパソコンの整備を進め、庁内文書のペ - パ - レス化を図る。
- (14) 「新潟市環境保全率先実行計画」に基づき、市の事務事業における省エネ・リサイクルなどの環境保全への取り組みを、助役を本部長とする計画推進本部のもとに全庁をあげて推進する。
(平成 1 5 年度までに二酸化炭素の排出量を平成 9 年度実績に対して 1 0 %削減を目標とする) (実施計画にて追加)